

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

(入札方法に関する問合せ)

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

長野地方裁判所上田支部 執行官室 Tel 0268-25-3655

長野地方裁判所 執行官室 Tel 026-403-2013

注 意

- 1 本件の売却対象物件の中には農地が含まれているため、入札にあたっては買受適格証明書が必要になりますので注意してください。
- 2 入札書類等は当庁1階執行官室にあります。
- 3 物件番号、保証金額等、間違えないように注意してください。

なお、物件の具体的内容及び開札結果についての電話照会には応じていませんので、ご了承ください。

ファイルの改ざん（書込等）や窃盗（持出し）等を行うと刑法により処罰されます。

売却基準価額とは、評価人の評価額を基に、裁判所が定めた当該物件の最低の価額であり、従来の最低売却価額に相当するものです。

買受可能価額とは、平成17年4月施行の改正民事執行法により、売却基準価額（従来の最低売却価額に相当する。）を2割下回る価額での買受け申出が可能となったのにともない、その2割下回る価額（当該物件の買受け申出をするのに最低限必要な価額）を明示するものです。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 17 日

長野地方裁判所上田支部

裁判所書記官 伊 藤 圭 吾

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 27 日 午後 4 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 12 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 長野地方裁判所上田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9 年 2 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 長野地方裁判所上田支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 12 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～6, 8, 11 ☆	1,950,000 1,560,000	一括	390,000	148,454	27,003
1	180,000				
2	160,000				
3	270,000				
4	260,000				
5	520,000				
6	150,000				
8	180,000				
11	230,000				
		</			



物 件 目 録

1 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1021番1
地 目 宅地
地 積 277.00平方メートル

所有者 A

2 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1021番4
地 目 宅地
地 積 250.54平方メートル

所有者 A

3 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1022番1
地 目 宅地
地 積 409.00平方メートル

所有者 A

4 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1022番4
地 目 宅地
地 積 395.31平方メートル

所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地1、1022番地1

家屋 番号 1021番1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 146.00平方メートル
2階 52.58平方メートル

共有者 B 持分4分の1

共有者 A 持分4分の3

6 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地4、1022番地4

家屋 番号 1021番4

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 116.21平方メートル
2階 21.43平方メートル

所有者 A

8 所 在 上田市手塚字東久保

地 番 1019番6

地 目 畑

地 積 283平方メートル

所有者 A



物 件 目 録

11 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地1、1019番地
6、1021番地4、1022番地4

家屋 番号 1021番1の2

種 類 作業所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 98.26平方メートル
2階 32.83平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 63.52平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年 7月29日

長野地方裁判所上田支部

裁判所書記官 櫻 井 郁 夫

1 不動産の表示

【物件番号1～6, 8, 11】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～4, 8】

本件所有者及びBが占有している。

【物件番号5】

本件共有者が占有している。

【物件番号6, 11】

本件所有者が占有している。

【物件番号8】

北東側一部は隣接地(1019番7)所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号3及び4】

東側境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。



- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1021番1
地 目 宅地
地 積 277.00平方メートル

所有者 A

2 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1021番4
地 目 宅地
地 積 250.54平方メートル

所有者 A

3 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1022番1
地 目 宅地
地 積 409.00平方メートル

所有者 A

4 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1022番4
地 目 宅地
地 積 395.31平方メートル

所有者 A



11

物件目録

5 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地1、1022番地1

家屋 番号 1021番1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 146.00平方メートル
2階 52.58平方メートル

共有者 B 持分4分の1

共有者 A 持分4分の3

6 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地4、1022番地4

家屋 番号 1021番4

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 116.21平方メートル
2階 21.43平方メートル

所有者 A

8 所 在 上田市手塚字東久保

地 番 1019番6

地 目 畑

地 積 283平方メートル

所有者 A



物 件 目 録

11 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地1、1019番地
6、1021番地4、1022番地4

家屋 番号 1021番1の2

種 類 作業所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 98.26平方メートル
2階 32.83平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 63.52平方メートル

所有者 A



令和 7年(ケ)第 11 号
令和 7年 9月 5日受理
令和 8年 3月 9日提出

現況調査報告書

(物件1～6、8、11)

長野地方裁判所上田支部

執行官 合 津 英 樹 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1021番1
地 目 宅地
地 積 277.00平方メートル

所有者 A

2 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1021番4
地 目 宅地
地 積 250.54平方メートル

所有者 A

3 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1022番1
地 目 宅地
地 積 409.00平方メートル

所有者 A

4 所 在 上田市手塚字東久保
地 番 1022番4
地 目 宅地
地 積 395.31平方メートル

所有者 A

物 件 目 録

5 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地1、1022番地1

家屋 番号 1021番1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 146.00平方メートル
2階 52.58平方メートル

共有者 B 持分4分の1

共有者 A 持分4分の3

6 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地4、1022番地4

家屋 番号 1021番4

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 116.21平方メートル
2階 21.43平方メートル

所有者 A

8 所 在 上田市手塚字東久保

地 番 1019番6

地 目 畑

地 積 283平方メートル

所有者 A

物件目録

11 所 在 上田市手塚字東久保 1021番地1、1019番地
6、1021番地4、1022番地4

家屋 番号 1021番1の2

種 類 作業所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 98.26平方メートル
2階 32.83平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 63.52平方メートル

所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示		
土地	物件	
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☐ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件 6	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空家） として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 配置図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示		
土地	物件	
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☐ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件 1 1	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☒ 附属建物） ☒ 種類：物置・作業所 ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 作業所・物置 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 配置図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件 1 の土地上にカーポートがある。
- 2 物件 3 の土地上に構築物の作業所（約 10 m²）及び温室（16 m²）がある。
- 3 物件 4 及び物件 8 の土地上に電柱がある。
- 4 物件 5 の建物 2 階部分に屋根裏収納が 2 カ所にある（約 7 m²及び約 5 m²、床面積未算入）。
- 5 物件 11 の附属建物南西側に下屋がある。
- 6 物件 11 の建物内に次の工作機械がある。

種類	構造	個数	製造者	製造年月	記号番号等	配置場所
NCフライス		1	(株)静岡鐵工所		N013957	主である建物
旋盤		1				同上
フライス		3				同上
ボール盤		2				同上
ボール盤		1	(株)吉良鉄工所			同上
放電機		2	MITSUBISHI ELECTRIC			同上
研磨機		1				同上
射出成形機		1	東洋機械金属 (株)	1996年4月	8696-5228	附属建物

(注) 空欄は不明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (共有者)	1 物件1～4の土地、物件6、物件8及び物件11の建物の所有者、物件5の建物の共有者であるAは、夫です。私達夫婦は、物件5の建物に住んでいます。 2 物件6の建物は、以前は居宅として利用していましたが、現在は物置です。 3 物件11の建物は、Aが松原精工の屋号でプラスチック金型の製作等を行っていました。現在も以前に制作した金型の修理等で稼働しています。建物内には金型加工の工具や機械がありますが、どれも古い物です。撤去には相当の費用が掛かると思います。古い機械ですから、同業者でも引き取ってくれないと思います。 4 物件8の土地の北東側の一部は、隣接する地番1019番7の土地と同土地上の建物の所有者に売却しています。土地を売却したのは、地番1019番7の土地に現在の建物を建てた頃ですから、昭和の終わるか平成の初め頃のことです。土地を売却したのは先代です。何坪売ったとか詳しいことは分かりません。売却した部分は、コンクリート敷きになっている部分です。 5 本件物件を第三者が利用していることはありませんし、隣地との間に境界の争い也没有ありません。
■ C (隣地所有者)	1 私は、地番1019番7の土地と同土地上の家屋番号1019番7の建物を令和4年に相続により取得しています。 2 物件8の土地の北東側の一部を、私が所有する地番1019番7の土地と一体としてコンクリート敷きにして利用しているのではないかとのことですが、家屋番号1019番7の建物を建てた時から今のように利用しています。 3 物件8の土地に越境しているコンクリート敷きの部分は、家屋番号1019番7の建物を新築するにあたり買い取った土地のようですが、どのくらいの面積の土地を買ったのかは分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

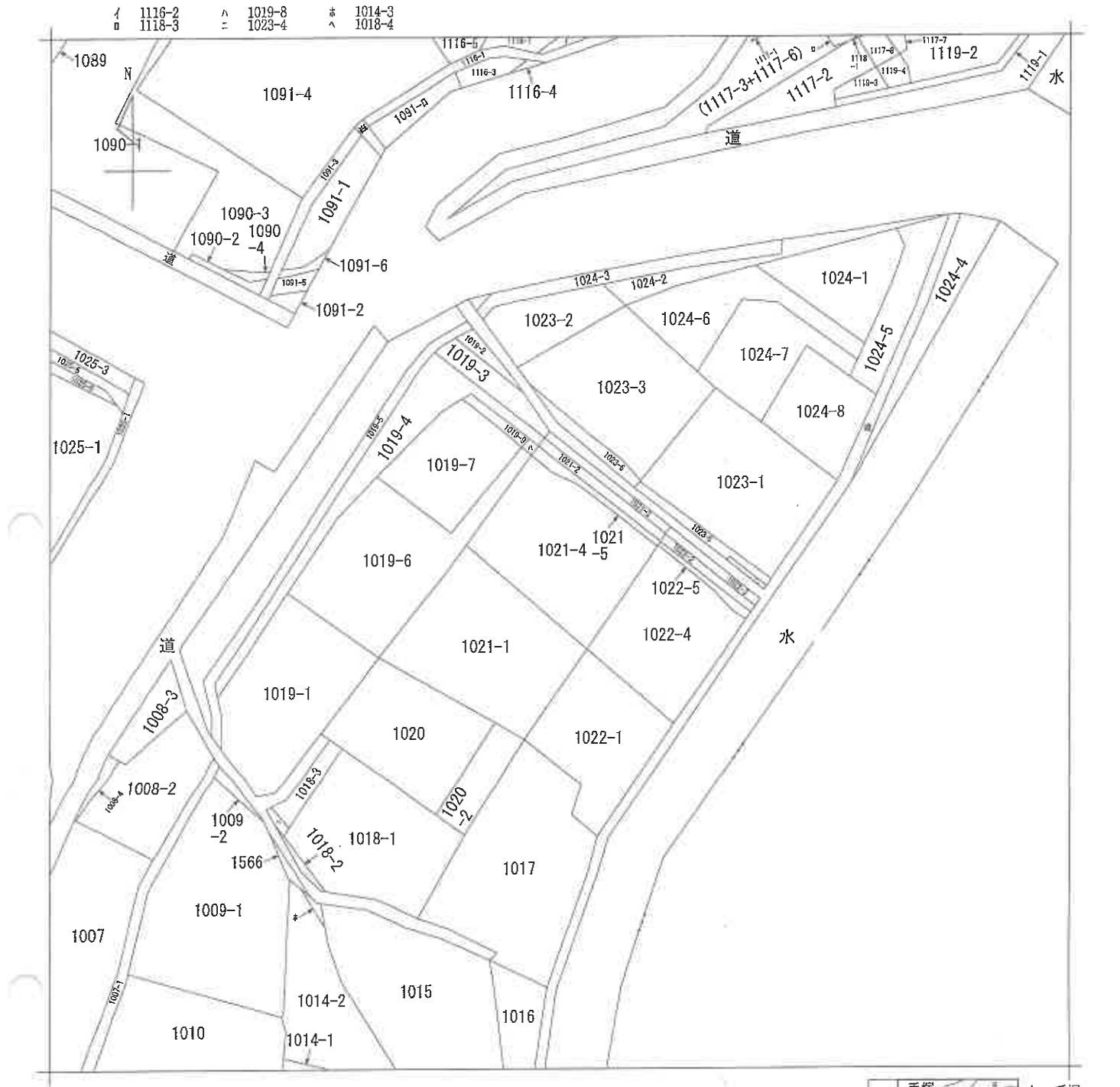
執行官の意見

- 1 本件土地は一団の土地で、本件建物の敷地や農地（家庭菜園）として利用されている。尚、物件 8 の土地の内、北東側を帯状に約 7 m²は、隣地所有者 C が所有権に基づき占有している。
- 2 物件 8 の土地の現況地目については、執行裁判所に提出された上田市農業委員会の回答書を考慮した。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月 5日 (金)	執行官室	上田市役所に図面等申請
7年 9月 5日 (金)	法務局	登記事項証明書等申請
7年 9月17日 (水) 14:55-15:25	物件所在地	物件確認、写真撮影 Bから事情聴取
7年 9月24日 (水) 9:30-13:15	物件所在地	現況調査、図面作成、写真撮影 B及びCから事情聴取 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 手塚
B 手塚

請求部	所在	上田市手塚字東久保				地番	1021番4			
出力縮	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治24年3月				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月5日
長野地方方法務局上田支局
登記官

請求番号：13-2
(1/1)

登記年月日：平成3年3月18日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月5日 長野地方建設局土地交番

登記官

(12枚目)

A3版をA4版に縮小

物件 5

3. 3. 18

建物図面

家屋番号

1021番1

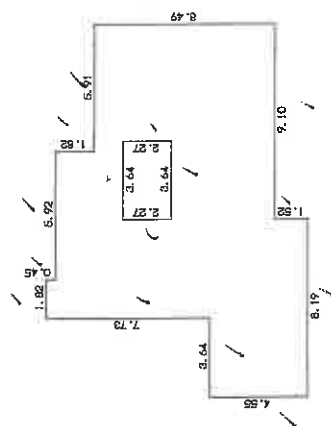
建物の所在

上田市大字手塚字更久保1021番地1, 1022番地1

029405

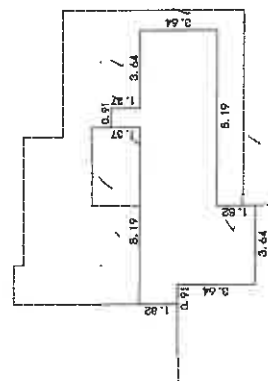


一階

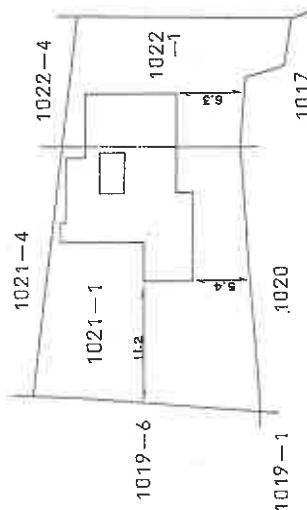


8.19 X 1.52
17.29 X 3.03
13.65 X 1.82
4.55 X 2.27
5.46 X 2.27
13.65 X 1.37
7.74 X 1.82
1.82 X 0.45
計
床面積
12.4488
52.3887
24.8430
10.3285
12.3942
18.7005
14.0888
0.8190
146.0095
146.00 m²

二階



3.64 X 1.82
11.53 X 1.82
12.74 X 1.82
0.91 X
計
床面積
6.6248
21.5306
23.1868
1.2457
52.5889
52.58 m²



作製者

縮尺 1/250

縮尺 1/500

申請人

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号：13-8

物件 6

登記年月日：平成18年6月8日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月5日 長野地方裁判所上田支局

登記官

(13 枚目)

請求番号：13-9

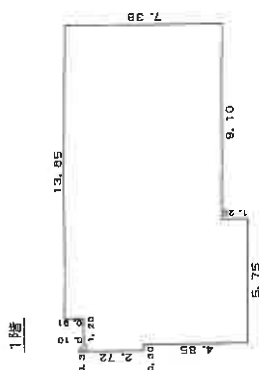
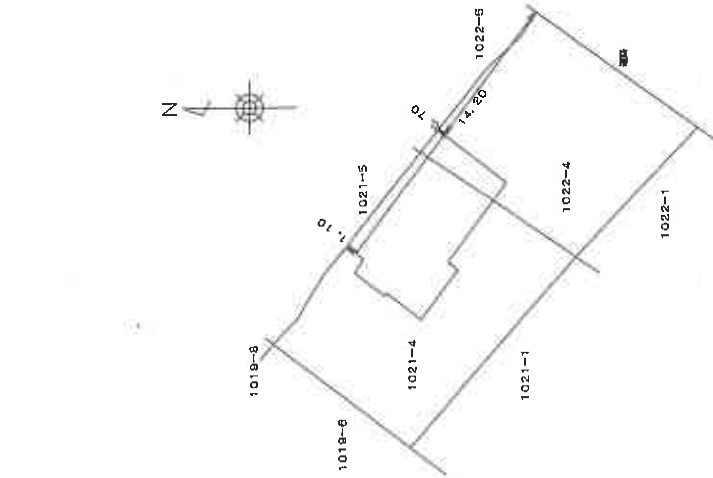
平成18年6月8日 登記

各 階 平 面 図 建 物 図 面

家屋番号 1021番4

建物の所在 上田市手塚字東久保 1021番地4 1022番地4

029406



求積表

0.30	×	2.72	=	0.8160
1.20	×	7.67	=	9.2040
4.58	×	8.58	=	39.3004
8.10	×	7.38	=	59.7810
計				116.2170

床面積 116.21 m²

2階



求積表

0.30	×	1.82	=	0.5460
3.18	×	8.57	=	27.2526
計				27.7986

床面積 27.80 m²

作成者 土屋 家康

1/250 縮尺

1/500 縮尺

申請人

(印) 土屋 家康 代表士会連合会(用紙)

登記年月日：平成18年6月8日

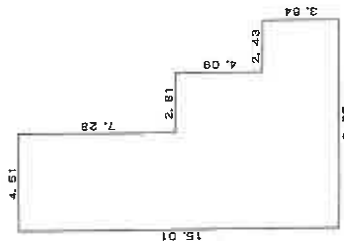
公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月5日 長野地方裁務局上田支局

18.6.8 (1/2)

各階平面図

主たる建物1階



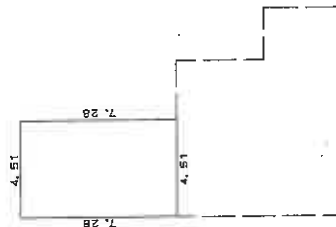
求積算

4.51 x 7.28
7.32 x 7.73
2.43 x 3.04

= 32.8328
= 56.5838
= 8.8452
計 98.2618

床面積 98.26 m²

主たる建物2階



求積算

4.51 x 7.28

= 32.8328

床面積 32.83 m²

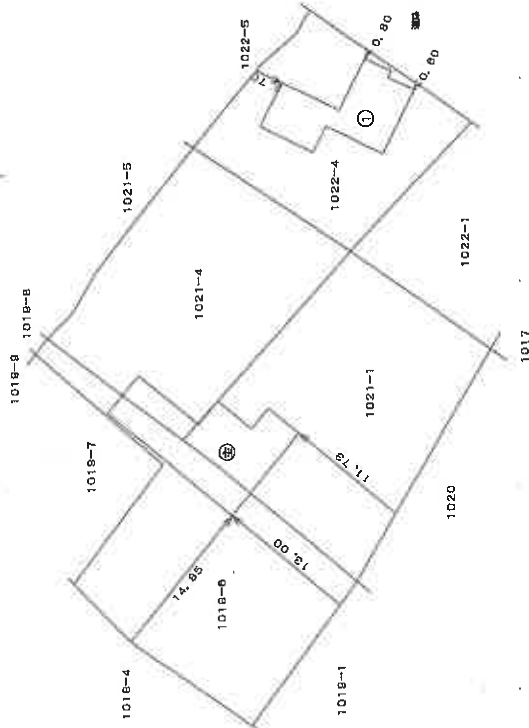
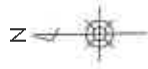
建物図面

家屋番号 1021番1の2

建物の所在

上田市手塚字東久保 1021番地1 1019番地6 1021番地4 1022番地4

029406



作成者 土地家屋

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本工務店建築士会連合会用紙)

(1/2)

請求番号：13-10

A3版をA4版に縮小

物件11

172

029407

床面積 63.52 m²

1/250

1/250

縮尺

日作威)

1

1

10

者

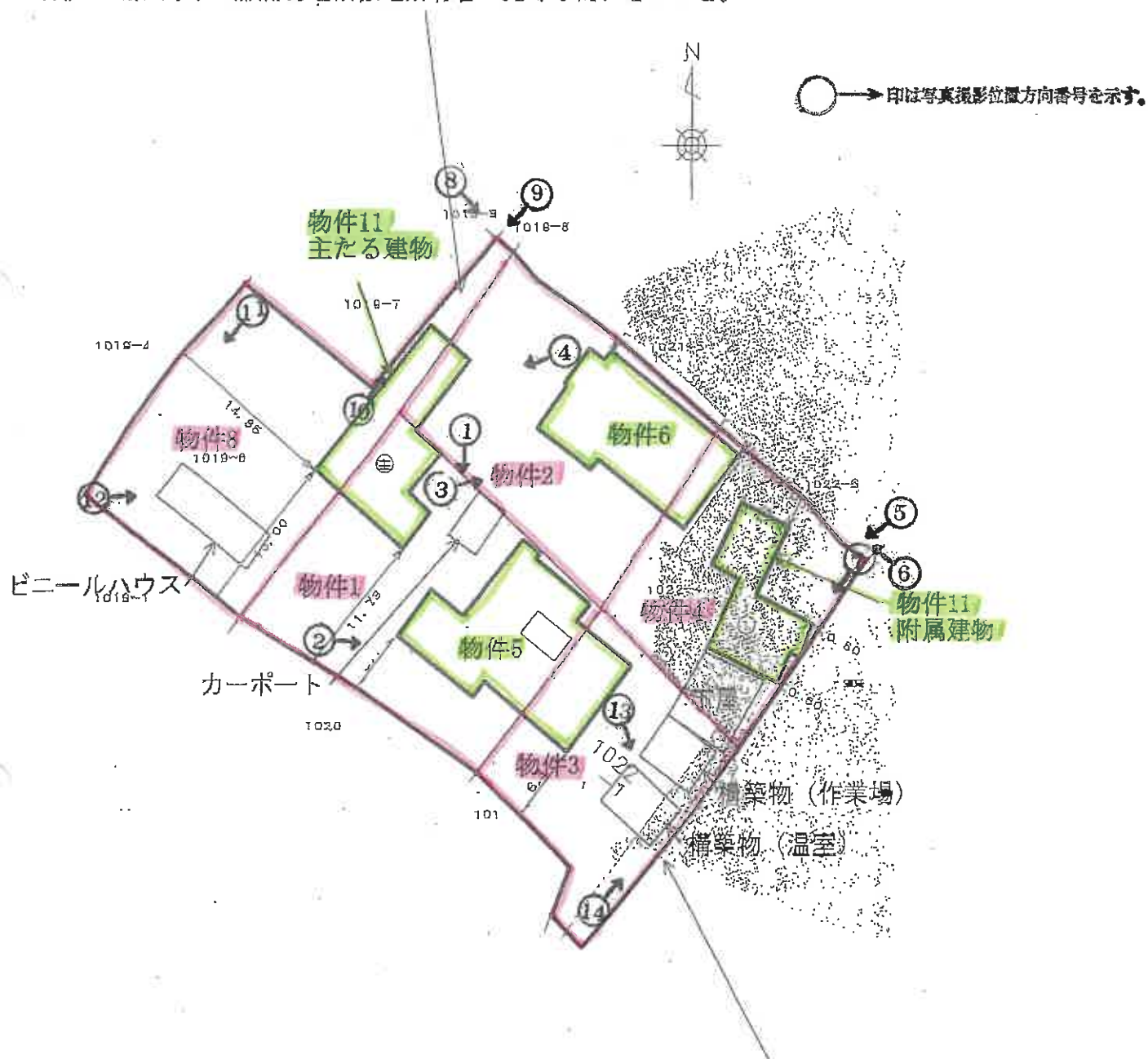
作成

(日本建築学会設計士会連合会用紙)

請求番号：13-10

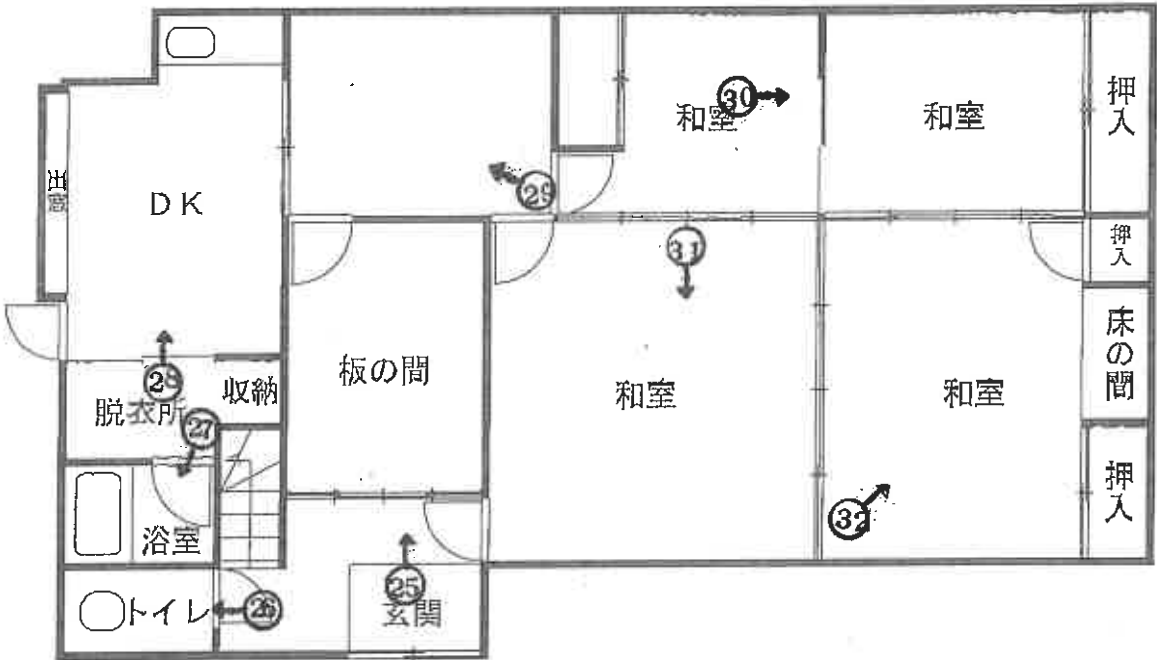
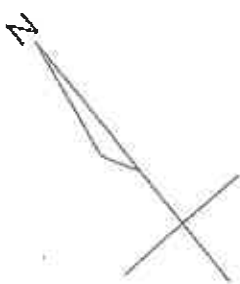
(2/2)

※物件8の北東側一部（帯状の7㎡程度）に隣接地（1019番7）の構築物（コンクリート舗装）が越境している。物件8所有者の妻によると、隣接地（1019番7）上の建物の新築（平成元年築）に当たり、当該部分を隣接地所有者へ売却した、とのこと。



※河川（産川）により浸食された可能性があることから、物件3及び物件4の東側の赤道は現況では確認できず、また、物件3及び物件4の東側境界は不明確である。

物件 6



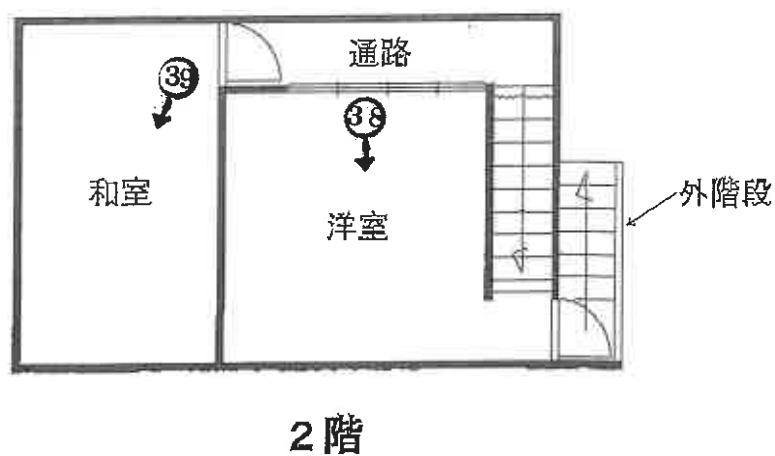
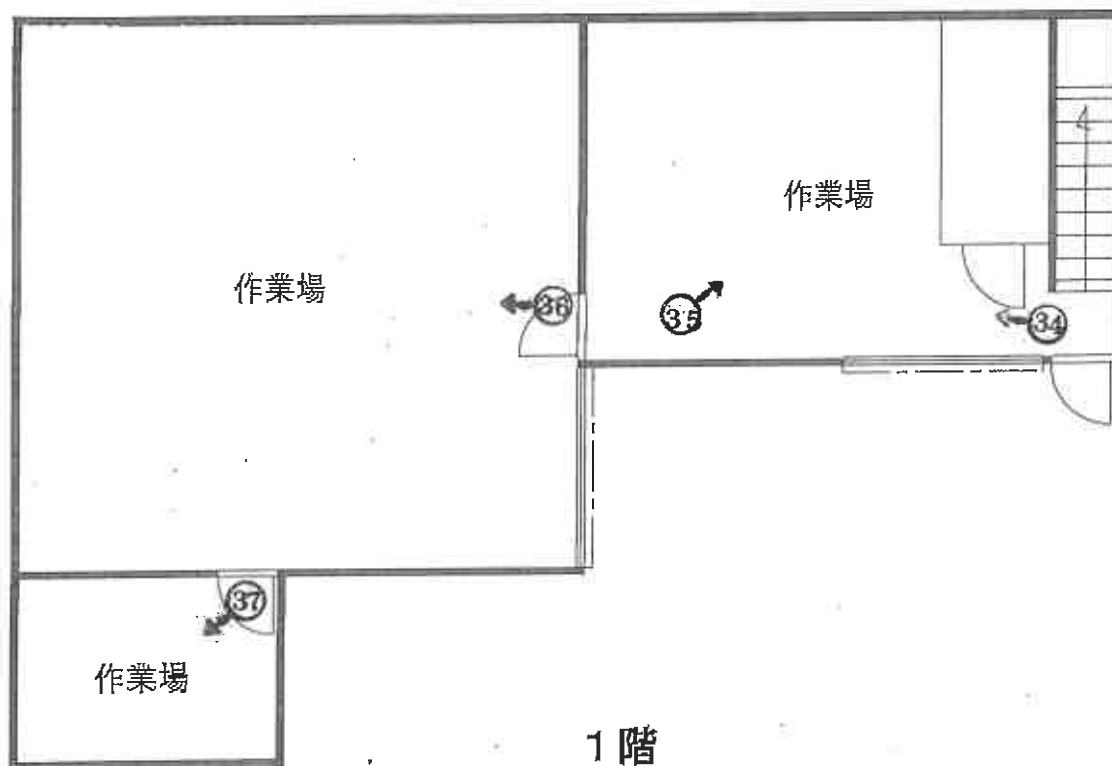
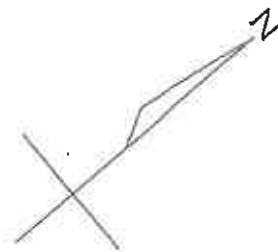
1 階



2 階

印は写真撮影位置方向番号を示す。

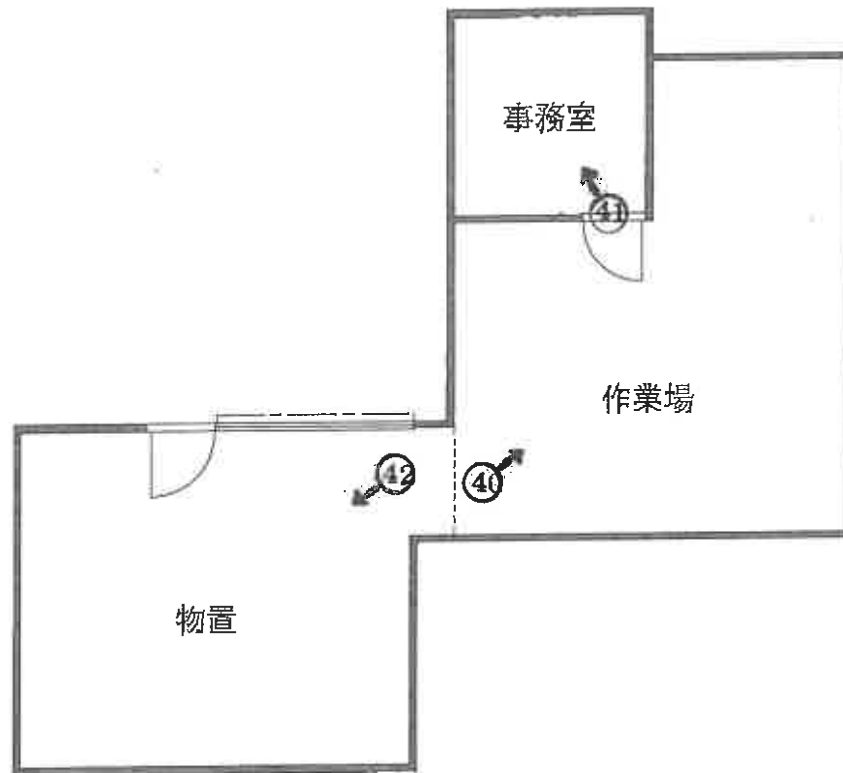
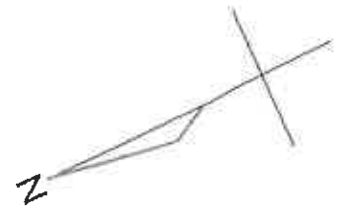
物件11



○→印は写真撮影位置方向番号を示す。

建物間取図

物件11 附属建物 1



印は写真撮影位置方向番号を示す。

NO 1



NO 2



NO 3



(21枚目)

NO 4



NO 5



NO 6



(22枚目)

NO 7



NO 8



NO 9



(23枚目)

NO 10



NO 11



NO 12



NO 13



NO 14



NO 15



(25枚目)

NO 16



NO 17



NO 18



(26枚目)

NO 19



NO 20



NO 21



(27枚目)

NO 22



NO 23



NO 24



(28枚目)

NO 25



NO 26



NO 27



(29枚目)

NO 28



NO 29



NO 30 天井板の崩壊状況。



(30枚目)

NO 31



NO 32



NO 33



(31枚目)

NO 34



NO 35



NO 36



(32枚目)

NO 37



NO 38



NO 39



(33枚目)

NO 40



NO 41



NO 42



(34枚目)

令和7年（ケ）第11号①
令和7年 9月24日 現地調査
令和8年 4月10日 評 価

長野地方裁判所 上田支部 御中

評 価 書

＜土地・建物用＞

（物件1～6・8・11）

評価人 不動産鑑定士

塚田 栄二郎

第1 評 価 額

一 括 価 格		
金 1,950,000 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	180,000 円
物件 2 (土地)	金	160,000 円
物件 3 (土地)	金	270,000 円
物件 4 (土地)	金	260,000 円
物件 8 (土地)	金	180,000 円
物件 5 (建物)	金	520,000 円
物件 6 (建物)	金	150,000 円
物件 11 (建物)	金	230,000 円

- 1 一括価格は、物件1～6、8及び物件11の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～4及び物件8の内訳価格は物件5、6及び物件11のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5、6及び物件11の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	上田市手塚字東久保 1021番1 宅地 277.00 平方メートル	公図との比較により縄伸びしていると推定
2	所在地目地積	上田市手塚字東久保 1021番4 宅地 250.54 平方メートル	公図との比較により縄伸びしていると推定
3	所在地目地積	上田市手塚字東久保 1022番1 宅地 409.00 平方メートル	公図との比較により縄縮みしていると推定
4	所在地目地積	上田市手塚字東久保 1022番4 宅地 395.31 平方メートル	公図との比較により縄縮みしていると推定
8	所在地目地積	上田市手塚字東久保 1019番6 畑 283.00 平方メートル	大部分は畑、一部は宅地 北西側一部（帯状の7㎡程度）は売却された可能性がある。
・物件1～4、5及び物件8の地積合計は、現地調査の結果等と照合すると、縄縮みしている可能性がある（縄縮みは1割程度と推測。なお、東側の物件3、4が河川に浸食されたことにより縄縮みが発生している可能性がある）。また、物件1～4及び物件5各々の登記面積は、上記のとおり縄伸び又は縄縮みしている可能性があるが、各物件間の境界等が不明確であること等から、評価に当たっては、各物件の登記面積を採用し、縄縮みしている可能性については、個別格差にて考慮した。 ・物件8の北西側一部（帯状の7㎡程度）に隣接地（1019番7）の構築物（コンクリート舗装）が越境しており、物件8所有者の関係者によると、隣接地（1019番7）上の建物の新築（平成元年築）に当たり、当該部分を隣接地所有者へ売却した、とのこと。 ・物件8の一部（東側）は宅地（物件11の建物が存する）として利用され、他の部分は畑として利用されている（登記簿上の地目は畑であるが、農地法上は非農地である）。			

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

番号	所 在 等	登 記	現 況
5	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	上田市手塚字東久保 1 0 2 1 番地 1、 1 0 2 2 番地 1 1 0 2 1 番 1 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 146.00 平方メートル 2 階 52.58 平方メートル	
6	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	上田市手塚字東久保 1 0 2 1 番地 4、 1 0 2 2 番地 4 1 0 2 1 番 4 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 116.21 平方メートル 2 階 21.43 平方メートル	
1 1	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積	上田市手塚字東久保 1 0 2 1 番地 1、 1 0 1 9 番地 6、1 0 2 1 番地 4、1 0 2 2 番地 4 1 0 2 1 番 1 の 2 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 98.26 平方メートル 2 階 32.83 平方メートル 1 物置 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 63.52 平方メートル	
番号	特 記 事 項		
	ない		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～4及び物件8）

位 置・交 通	上田電鉄別所線「舞田」駅の南方約1.7km（道路距離）に位置する。 （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	農家住宅が建ち並び小店舗等が介在する住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都 市 計 画 区 分	非線引き都市計画区域
	用 途 地 域	用途地域の指定はない
	指 定 建 ぺ い 率	60%
	指 定 容 積 率	200%
	防 火 規 制	—
	そ の 他 の 規 制	・ 上田市災害ハザードマップ（令和5年3月作成）によると、洪水浸水想定区域（浸水の深さ10.0～20.0m未満、一部3.0～5.0m未満、一部0.5m～3.0m未満；想定最大規模降雨（1,000年確率））に指定されている。 ・ 東側一部は河川保全区域に該当する（河川との境界線から18mまで）。 ・ 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地 積	1,614.85 m ² （登記数量）
	形 状	北西側が欠けた不整形地
	間 口 ・ 奥 行	間口約41m、奥行約38m
	地 勢	概ね平坦
	そ の 他	特になし
接面道路の状況	北東側 幅員約5m舗装市道（東前山手塚線） 建築基準法第42条1項1号道路に該当 等高～約1m低く接面する	
土地の利用状況等	・ 物件5、6及び物件11の建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は附属資料「配置図」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	なし
	下 水 道	あり
	（注）敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、ない場合を「なし」とした。	
特 記 事 項	・ 物件1～4、5及び物件8の地積合計は、現地調査の結果等と照合すると、縄縮みしている可能性がある（縄縮みは1割程度と推測。なお、東側の物件3、4が河川に浸食されたことにより縄縮みが発生している可能性がある）。また、物件1、2の登記面積は縄伸びしている可能性があり、物件3、4の登記面積は縄縮みしている可能性がある。 ・ 物件8の北西側一部（帯状の7m²程度）に隣接地（1019番7）の構築物（コンクリート舗装）が越境しており、物件8所有者の関係者によると、隣接地（1019番7）上の建物の新築（平成元年築）に当たり、当該部分を隣接地所有者へ売却した、とのこと。 ・ 物件8の一部（東側）は宅地（物件11の建物が存する）として利用され、他の部分は畑として利用されている。 ・ 物件1の北側にカーポートが存する。 ・ 物件4の南側に下屋が、物件3の東側に構築物（作業場として利用）、その南側に構築物（温室として利用）が存する（当該下屋及び構築物は、定着性を欠くため、下屋及び構築物と判定した）。 ・ 物件4及び物件8に電柱が各1本存する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物				
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）		平成3年3月3日 新築		
	経 過 年 数		約 34 年		
	経済的残存耐用年数		約 5 年		
仕 様	構 造	木造瓦葺 2 階建			
	外 壁	リシン吹付			
	内 壁	ビニールクロス			
	天 井	板、ビニールクロス			
	床	畳、フローリング、ビニールクロス等			
	設 備	電気、浴室、トイレ等			
	そ の 他	1階中央付近に中庭が存する。			
床面積(現況)	1 階	146.00㎡	2 階	52.58㎡	延 198.58㎡
現況用途等	現 況 用 途	住宅			
	間 取	6LDK			
品 等	優る				
保守管理の状態	普通				
建物の利用状況	所有者が、住宅として利用している。				
特 記 事 項	2階に屋根裏収納が2箇所存する。				

2 建物の概況及び利用状況（物件6）

区 分	主である建物				
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登記記載）		昭和50年11月6日 新築		
	経 過 年 数		約 50 年		
	経済的残存耐用年数		約 1 年		
仕 様	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建			
	外 壁	トタン、砂壁			
	内 壁	クロス			
	天 井	クロス、板			
	床	畳、板			
	設 備	電気、浴室、トイレ等			
	そ の 他	特にない			
床面積(現況)	1 階	116. 21㎡	2 階	21. 43㎡	延 137. 64㎡
現況用途等	現 況 用 途	住宅			
	間 取	7DK			
品 等	劣る				
保守管理の状態	劣る				
建物の利用状況	所有者が、物置として利用している。				
特 記 事 項	一部に天井の剥がれ、たわみ、畳の腐食等が見られる。				

2 建物の概況及び利用状況（物件１１）

区 分	主である建物				
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）		昭和57年頃（月日不詳） 新築		
	経 過 年 数		約 43 年		
	経済的残存耐用年数		約 3 年		
仕 様	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建			
	外 壁	鉄板折板			
	内 壁	板			
	天 井	板、あらわし			
	床	コンクリート、ビニールタイル、畳			
	設 備	電気等			
	そ の 他	特にない			
床面積(現況)	1 階	98.26㎡	2 階	32.83㎡	延 131.09㎡
現況用途等	現 況 用 途	作業所			
	間 取	—			
品 等	普通				
保守管理の状態	やや劣る				
建物の利用状況	所有者が、作業所として利用している。				
特 記 事 項	・ 物件11の内部に複数の金属加工機械が設置されている（動産と把握）。 ・ 物件4上に物件11の符号1の附属建物が存する。当該符号1附属建物は、「配置図」のとおり敷地東端付近に存し、所有者は物件4と同じで、その概要は下記のとおり。 所在：上田市手塚字東久保1022番地4ほか 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 用途：物置、作業所 床面積：63.52㎡ 築年月：昭和51年頃新築と推定 その他：南西側に下屋がある				

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～4及び物件8(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	11,000	0.47	277.00	1.00	1,430,000
2	11,000	0.47	250.54	1.00	1,300,000
3	11,000	0.47	409.00	1.00	2,110,000
4	11,000	0.47	395.31	1.00	2,040,000
8	11,000	0.47	283.00	1.00	1,460,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格または地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：	0.47	増減価率	個別格差
(行政的条件)	一部が河川保全区域に該当する	-2%	0.98
(行政的条件)	総和	-	0.98
(画地条件)	道路より低く接面	-5%	0.95
(画地条件)	不整形地	-5%	0.95
(画地条件)	規模	-30%	0.70
(画地条件)	総乗積	-	0.63
(その他条件)	一部に現況・登記簿上の畑を含む	-10%	0.90
(その他条件)	物件8北西側一部が売却された可能性がある	-4%	0.96
(その他条件)	縄縮みの可能性がある	-10%	0.90
(その他条件)	総和	-	0.76
合計	各条件の総乗積	-	0.47

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 5、6 及び物件 1 1（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
5	170,000	198.58	0.06	2,030,000
6	120,000	137.64	0.01	170,000
1 1	90,000	131.09	0.02	240,000
符号 1	80,000	63.52	0.02	100,000
物件 1 1 合計				340,000

物件 5

- ・経過年数約34年、 経済的残存耐用年数約5年、 観察減価率50%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率})$$

$$= 5\text{年} \div (34\text{年} + 5\text{年}) \times (1 - 0.5) = 0.06$$

物件 6

- ・経過年数約50年、 経済的残存耐用年数約1年、 観察減価率70%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率})$$

$$= 1\text{年} \div (50\text{年} + 1\text{年}) \times (1 - 0.7) = 0.01$$

物件 1 1

- ・経過年数約44年、 経済的残存耐用年数約3年、 観察減価率70%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率})$$

$$= 3\text{年} \div (44\text{年} + 3\text{年}) \times (1 - 0.7) = 0.02$$

物件 1 1 符号 1

- ・経過年数約50年、 経済的残存耐用年数約3年、 観察減価率70%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率})$$

$$= 3\text{年} \div (50\text{年} + 3\text{年}) \times (1 - 0.7) = 0.02$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,430,000	0.30	法定地上権	430,000
2	1,300,000	0.30	法定地上権	390,000
3	2,110,000	0.30	法定地上権	630,000
4	2,040,000	0.30	法定地上権	610,000
8	1,460,000	0.30	法定地上権	440,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,430,000	－ 430,000		0.30	0.60	180,000
2	1,300,000	－ 390,000		0.30	0.60	160,000
3	2,110,000	－ 630,000		0.30	0.60	270,000
4	2,040,000	－ 610,000		0.30	0.60	260,000
8	1,460,000	－ 440,000		0.30	0.60	180,000
5	2,030,000	＋ 860,000	1.00	0.30	0.60	520,000
6	170,000	＋ 690,000	1.00	0.30	0.60	150,000
1 1	340,000	＋ 950,000	1.00	0.30	0.60	230,000
一 括 価 格 (合計)						1,950,000

※建物の土地利用権価格の加算に当たっては、土地利用権価格の合計を各物件の建築面積で按分した。

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：農家住宅地域に存し農家住宅、作業所等の需要が乏しいこと、一部の建物については取壊し費用等の発生が見込まれること、金属加工機械の撤去費用等々の発生が見込まれること等を考慮した。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（上田（県）－5）

所 在：長野県上田市中野字池下507番1

価 格：23,800円/㎡

位 置：中野駅より約190m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：207㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北側6.3m市道

用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、用途地域の指定なし（建ぺい率60%，容積率200%）

地 域 の 概 要：農家住宅、一般住宅が散在し、周辺に農地が多い住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	2,853,100円	(10,300円/㎡)
物件2	2,580,562円	(10,300円/㎡)
物件3	4,212,700円	(10,300円/㎡)
物件4	4,071,693円	(10,300円/㎡)
物件8	22,809円	(81円/㎡)
物件5	4,102,282円	
物件6	598,049円	
物件11	909,870円	

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

位置図（「上田市役所：白図」写）

公図写

地積測量図写（物件2、4、8）

建物図面写・各階平面図写

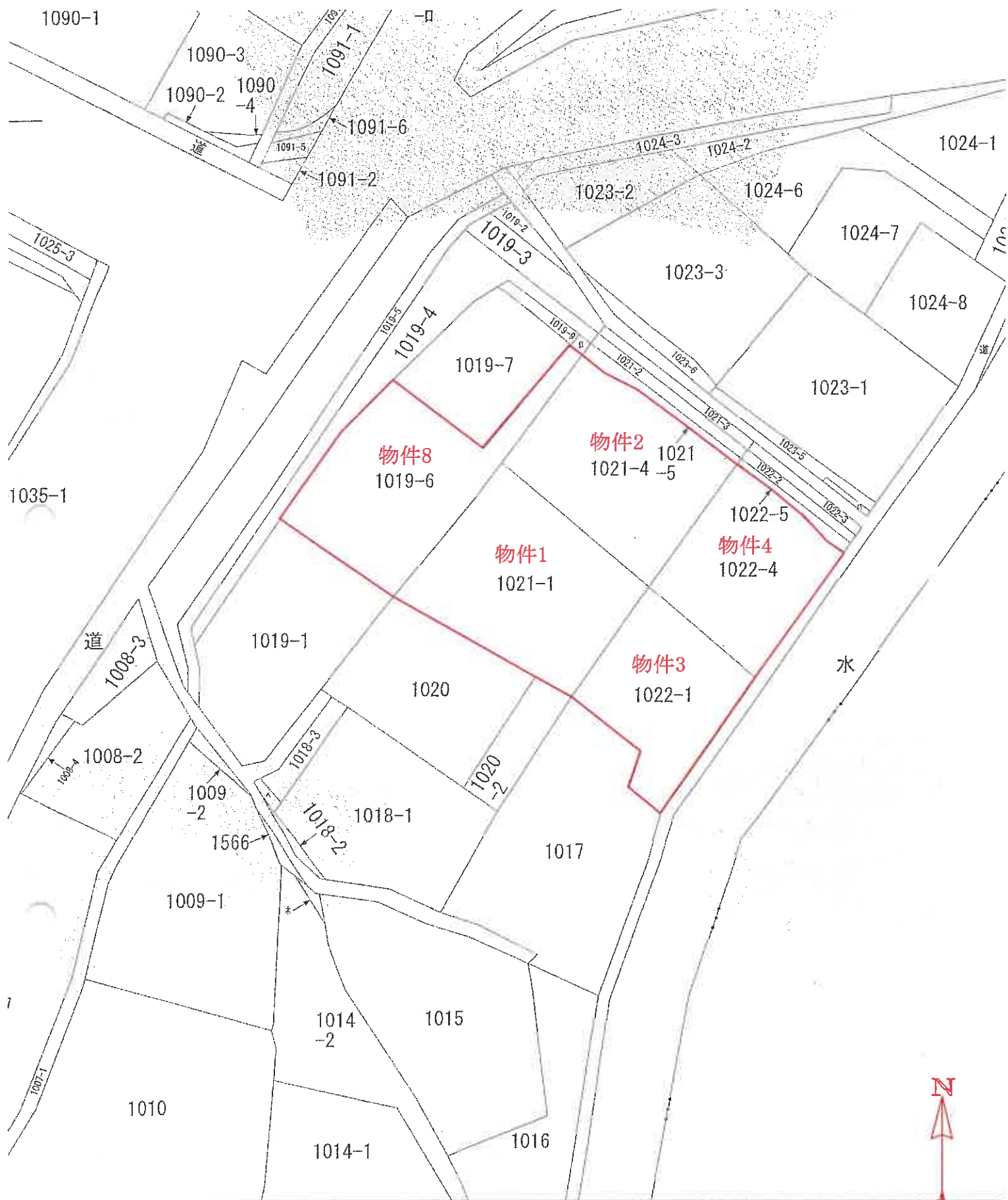
配置図

建物間取図

写真撮影方向

現況写真

以 上



面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けで、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



登記年月日：平成3年3月1日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した写面である。
令和7年9月5日 長野地方建設局上田支局

登記簿

原図を70%に縮小 地積測量図写

地積測量図

3.3.1
地番 1021-5, -4

土地の所在 上田市 大字 東久保

163572



地番	辺長	高さ	積算
1021-5	4.55	1.66	7.5590
イ	8.67	1.25	10.8375
ロ	20.37	1.14	23.2218
ハ	11.83	0.96	4.2588
ニ	7.85	1.07	8.3995
水			11.2700
合計			27.1353
面積			27.13 ㎡

地番 A1021-4
277.68 - 27.1353 = 250.5447
面積 250.54 ㎡



図式番号

作製者

(平成2年10月26日作製)

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成3年3月11日

これは図面に記録されている内容を証明した写面である。
令和7年9月5日 長野地方方法務局上田支局

登記官

請求番号：13-7

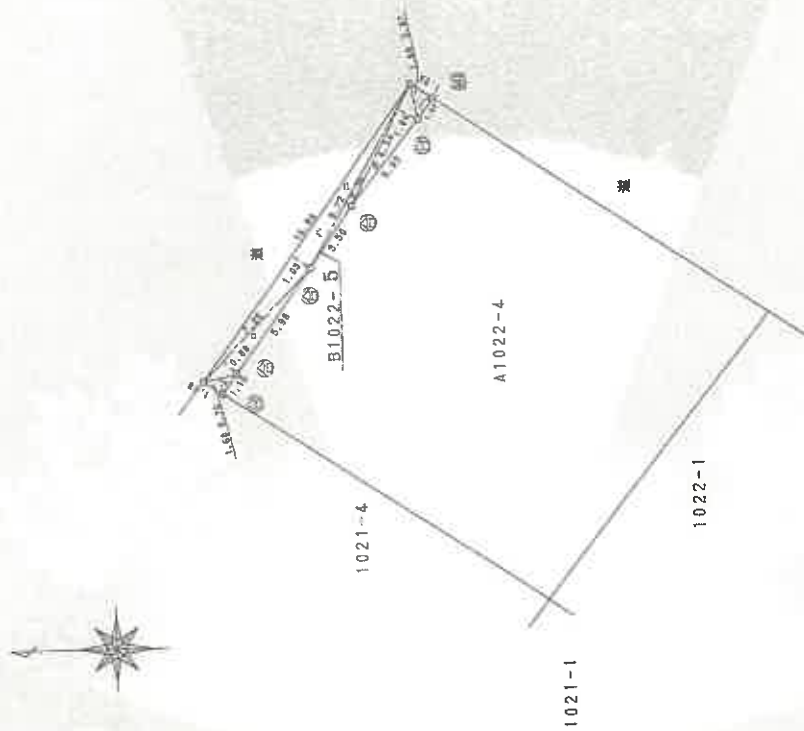
33.1
地番 1022-5, -4 地積測量図

土地の所在 上田市上田手塚字東久保

163573

地番 B1022-5		長さ	積
配	辺	0.76	1.2160
イ	1.60	X	6.3800
ロ	7.25	X	12.3452
ハ	16.64	X	2.9160
ニ	9.72	X	6.4895
ホ	6.24	X	1.4703
ヘ	1.69	X	35.8171
延面積			17.90855
面積			17.90 m ²

地番 A1022-4
413.22 - 17.90855 = 395.31145
地積 395.31 m²



図合図部紙

鈔紙

作製者

申請人

縮尺 1/250

(平成 2 年 10 月 26 日作製)

登記年月日：平成3年2月7日

公用

令和7年9月10日

長野県地方建設局上田支局

地積測量図

3.27

地番 1019-8-6

土地の所在 上田市 手塚字 康久保

163569

地番 B1019-8
地積 2.62 X
1.28 = 3.3536
1.37 = 3.5894
地積 3.4715
地積 3.47 m²

地番 A1019-6
地積 287.00
3.4715 = 283.5285
地積 283.53 m²

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

原図を70%に縮小 地積測量図写

請求番号：2-2

登記年月日：平成3年3月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月16日 長野地方広域農地上田支局

登記管

号：M13239

建物図面

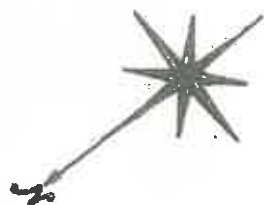
3. 3. 18

家屋番号 1021番1

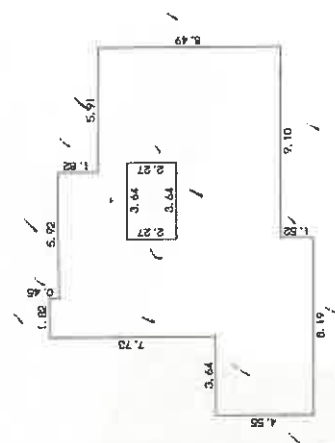
建物の所在 上田市大字手塚字東久保1021番地1, 1022番地1

029405

各階平面図

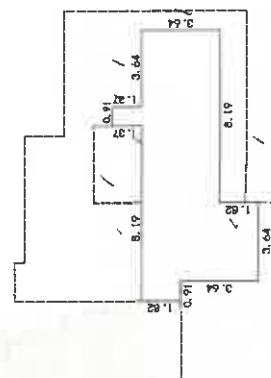


一階

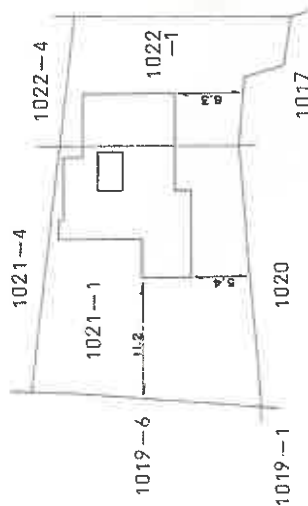


8.19 X 1.52 = 12.4488
17.29 X 3.03 = 52.3887
13.65 X 1.82 = 24.8430
4.55 X 2.27 = 10.3285
5.46 X 2.27 = 12.3942
13.65 X 1.37 = 18.7005
7.74 X 1.82 = 14.0868
1.82 X 0.45 = 0.8190
計 146.0095
床面積 146.00 m²

二階



3.64 X 1.82 = 6.6248
11.83 X 1.82 = 21.5306
12.74 X 1.82 = 23.1868
0.91 X 1.37 = 1.2457
計 52.5889
床面積 52.58 m²



作製者

3月 5日(作製)

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

建物図面写

原図を70%に縮小 各階平面図写

登記年月日：平成18年6月8日

18.6.8 (1/2)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月16日 長野地方裁判所上田支部

登記官

平成18年6月8日 登録

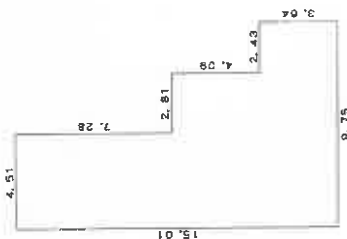
建物図面

家屋番号 1021番1の2

建物の所在 上田市手塚字東久保 1021番地1 1019番地6 1021番地4 1022番地4

029406

主たる建物1階



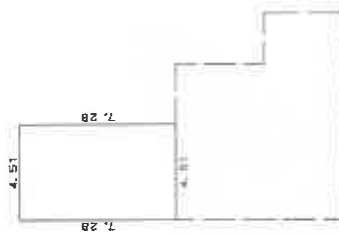
本棟数

4.51 x 7.28
7.32 x 7.73
2.43 x 3.64

= 32.8328
= 56.5836
= 8.8452
計 98.2616

床面積 98.26 m²

主たる建物2階

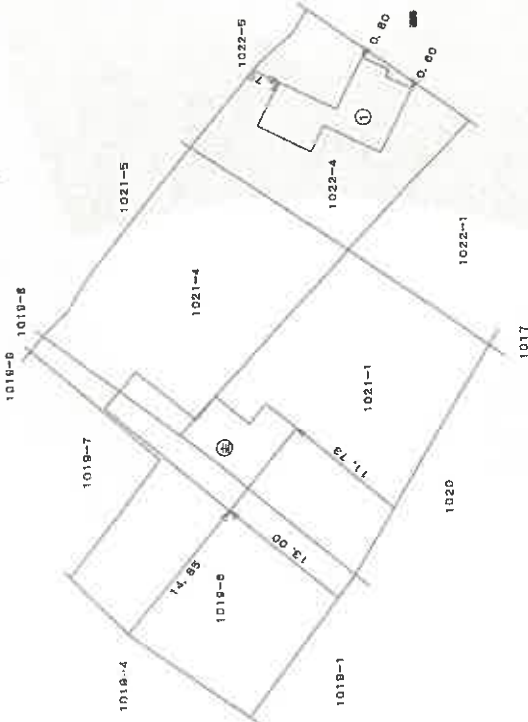


本棟数

4.51 x 7.28

= 32.8328

床面積 32.83 m²



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

上田市手塚字東久保1021番地1 1019番地6 1021番地4 1022番地4

3: M13242

(1/2)

建物図面写

原図を70%に縮小 各階平面図写

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月16日 長野地方方法務局上田支局

2014.05.14

原図を70%に縮小 | 各階平面図写

图整理番号: M13242

(2/2)

各階平面図

平成18年6月8日 登記

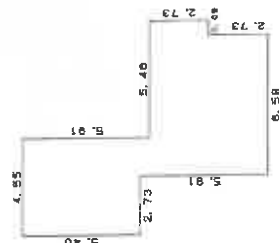
家屋番号 1021番102

建物の所在

上田市手塚字東久保 1021番地1 1019番地6 1021番地4 1022番地

029407

附属建物(符号1)



求價表

4.55	x	5.45	=	24,8430
1.82	x	0.45	=	0.8190
7.28	x	2.73	=	19.8744
6.59	x	2.73	=	17.9807
計				03,5271

床面積 83.52 m²

者
成
作

精尺 $\frac{1}{250}$

人
請
申

縮尺 $1/250$

会刊(第11卷)

登記年月日：平成18年6月8日

令和7年6月16日
長野地方建設局 上田支局

登記官

: M13240

各階平面図 建物図面

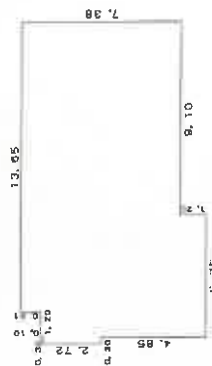
平成18年6月8日 登

家屋番号 1021番4

建物の所在 上田市手塚字真久保 1021番地4 1022番地4

029403

1階



床面積

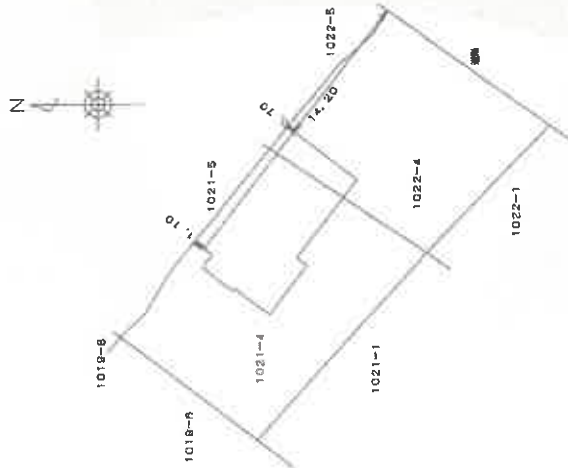
床面積 116.21 m

2階



床面積

床面積 21.43 m



作成者

縮尺 1/250

申請人

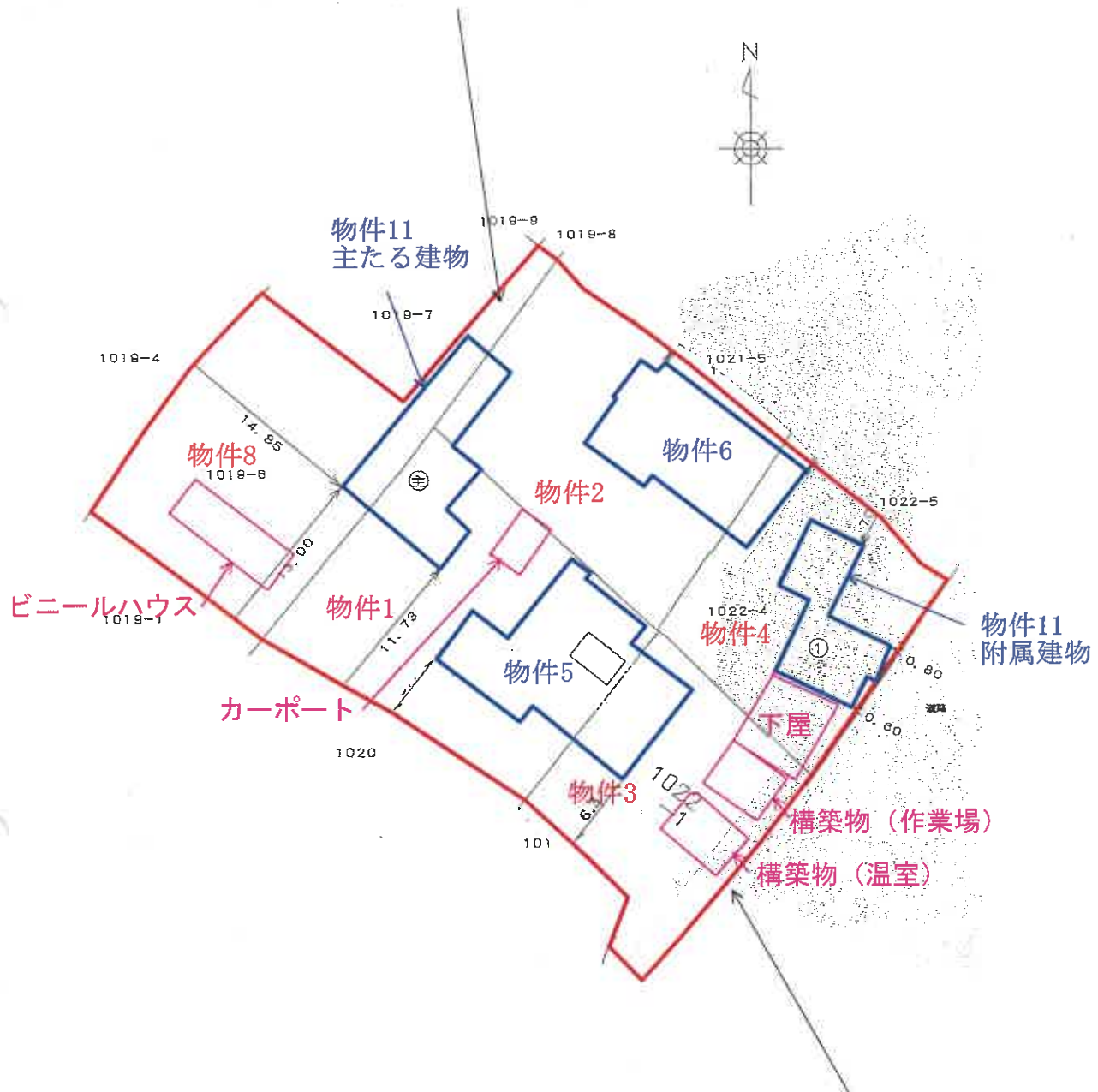
縮尺

1/500

建物図面写

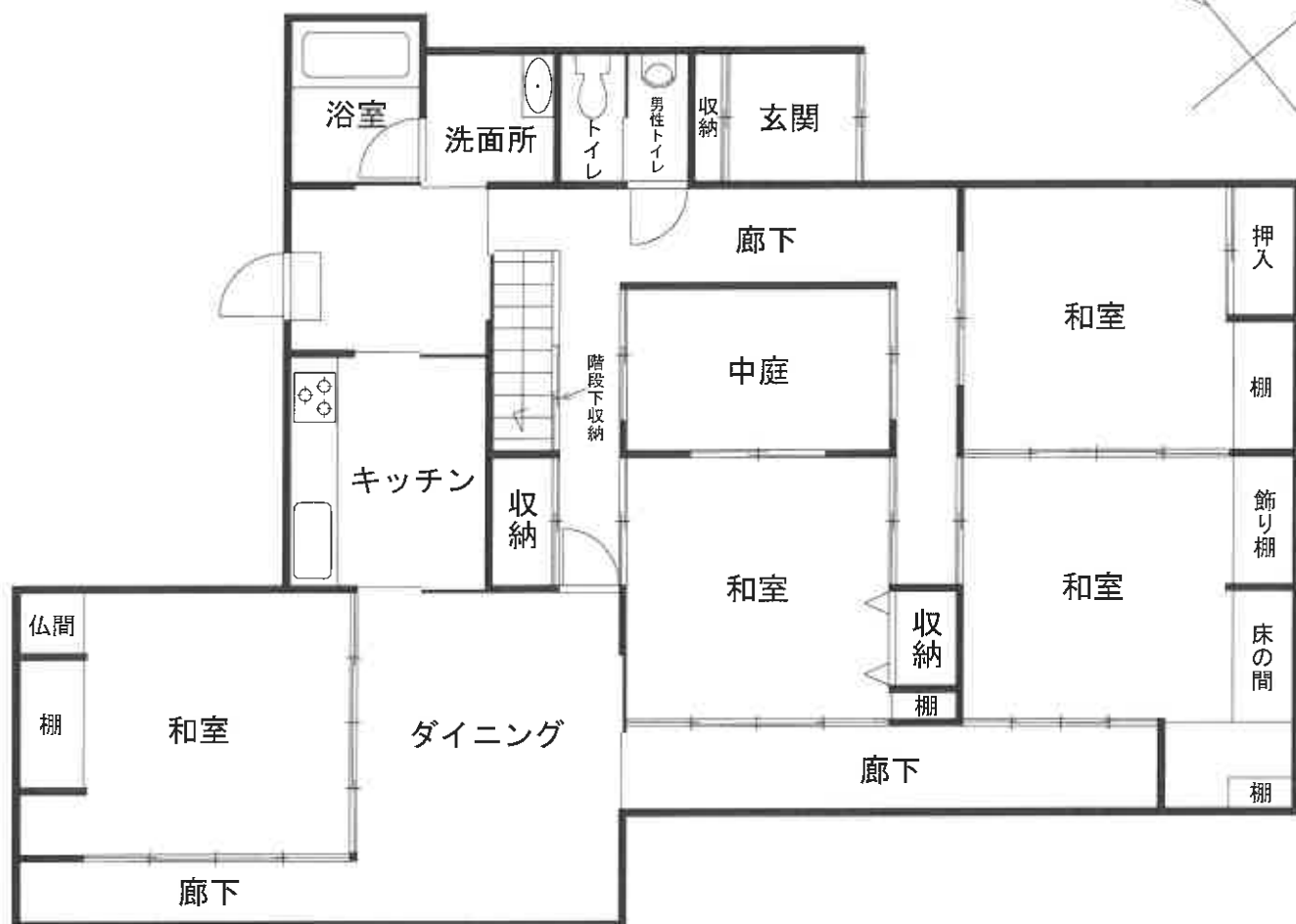
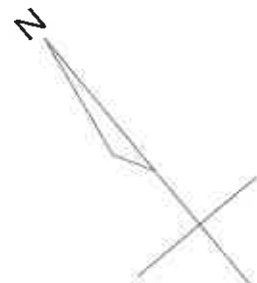
原図を70%に縮小 各階平面図写

※物件8の北東側一部（帯状の7㎡程度）に隣接地（1019番7）の構築物（コンクリート舗装）が越境している。物件8所有者の妻によると、隣接地（1019番7）上の建物の新築（平成元年築）に当たり、当該部分を隣接地所有者へ売却した、とのこと。



※河川（産川）により浸食された可能性があることから、物件3及び物件4の東側の赤道は現況では確認できず、また、物件3及び物件4の東側境界は不明確である。

物件 5



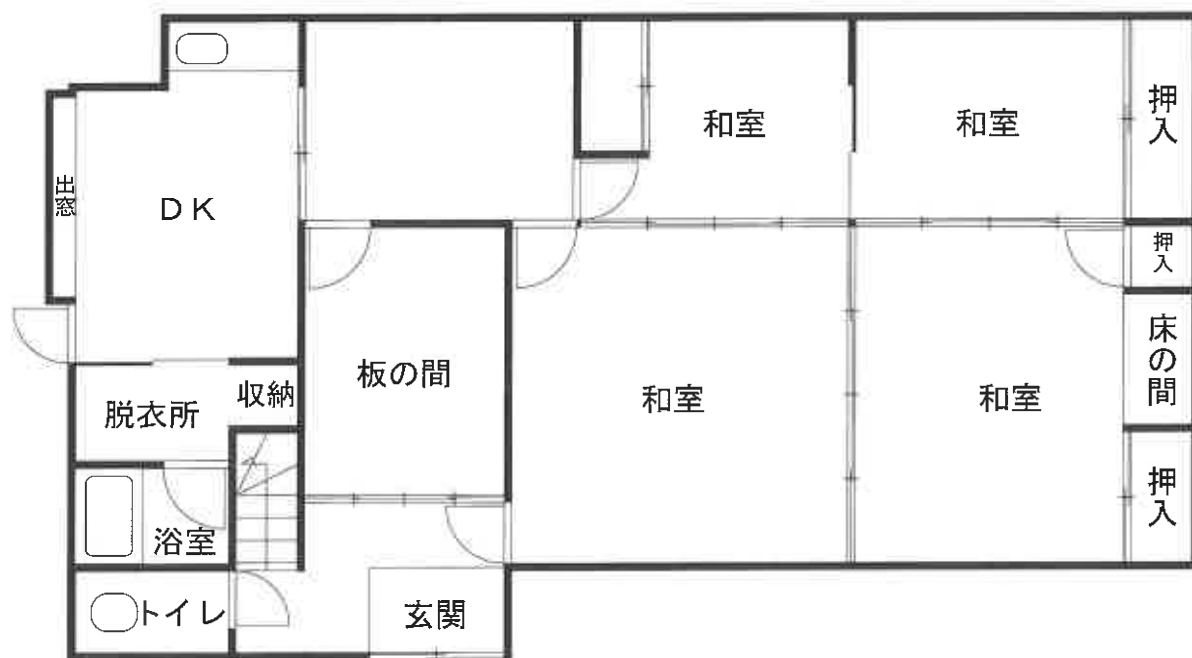
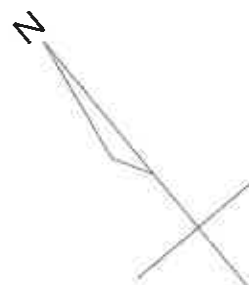
1 階



2 階

建物間取図

物件 6



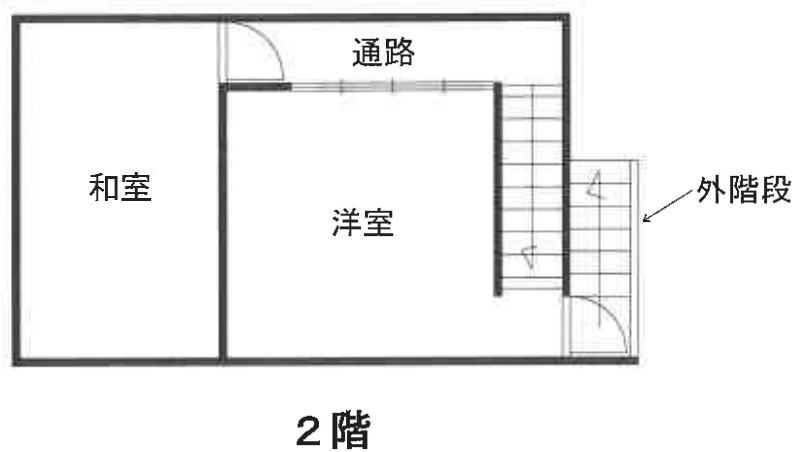
1 階



2 階

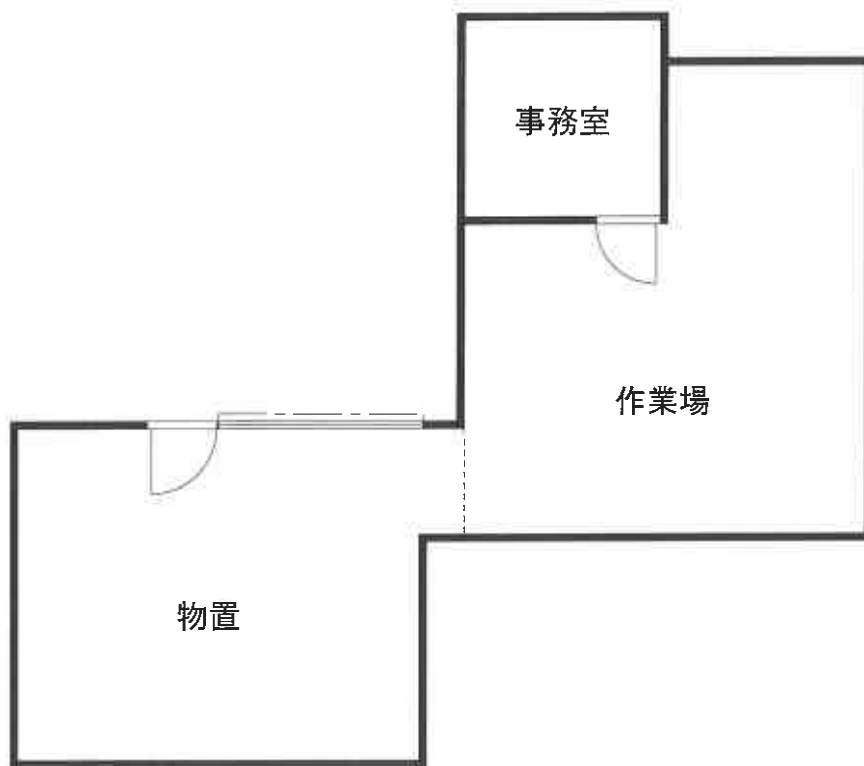
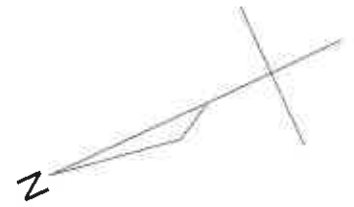
建物間取図

物件11



建物間取図

物件11 附属建物 1





①



②



③

現況写真



④



⑤



⑥

現況写真



⑦



⑧



⑨

現況写真



⑩



⑪



⑫

現況写真



⑬



⑭



⑮

現況写真